

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年11月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500145 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500071 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年12月25日から令和4年1月1日に訂正し、令和3年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

令和3年12月25日から令和4年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月25日から令和4年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年12月25日から令和4年1月1日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

源泉徴収票や退職証明書などの資料を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された退職証明書及び源泉徴収票、A社から提出された賃金台帳及び請求期間に係る給与支払明細書（以下「賃金台帳等」という。）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる令和3年12月の給与支給額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月25日から令和4年1月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付した旨回答している一方で、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を届け出ていない旨回答しているところ、年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同訂正届により、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年12月25日とする旨の届出を行い、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、令和4年1月1日に訂正する届出を行っていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500257 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500072 号

第1 結論

請求者のA社における令和3年10月1日から令和4年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年10月から令和4年3月までの標準報酬月額については20万円から24万円、同年4月から同年10月までの標準報酬月額については20万円から22万円とする。

令和3年10月から令和4年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年10月から令和4年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年10月1日から令和4年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社の事業主から提出された明細書（以下「明細書」という。）並びに日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和3年10月1日から令和4年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和3年10月から令和4年3月までは24万円、同年4月から同年10月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年10月から令和4年10月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年3月7日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500281号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2500030号

第1 結論

平成6年7月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月

私が保有する年金手帳には「被保険者となった日」が平成6年7月31日と記載されているにもかかわらず、国の記録では、同年8月1日が国民年金の資格取得年月日となっており、請求期間が未加入期間とされている。

会社を退職した後に、自ら必要書類を持って、当時居住していたA市B区役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても私が納付をしていた。

また、請求期間の国民年金保険料について督促を受けたことはなく、翌月以降の国民年金保険料を納付していることからも、請求期間の国民年金保険料を納付しているはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているものの、納付金額や納付場所、納付方法は全く覚えていないと回答しており、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）に係る資格取得年月日は平成6年8月1日と記録されていること及び日本年金機構が保管するA市B区の平成6年度に係る収滞納リスト（平成7年8月30日作成）において、請求期間は「ソ」（喪失を意味する。）と記載され、国民年金の被保険者とされていない期間として記録されていることから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市B区は、請求者の国民年金被保険者資格の届出状況や国民年金保険料の納付状

況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

なお、請求者から提出された年金手帳において、「国民年金の記録（1）」の頁の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄に平成6年7月31日と記載されている一方で、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年8月1日とされている。このことについて、A市B区及びその後の住所地であるC市に対し照会を行ったものの、明確な回答は得られず、上述の国民年金に係る日付が相違している理由については不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。